

安城市犯罪被害者等支援「各部署でできること」令和7年度

※令和7年4月1日現在

所 属	係 名	内 容
納税課	納税係	犯罪被害のために金銭面で困窮し、納期限内に税金を納められない場合、現在の財産所有状況、今後の収入見込等を確認しながら猶予等の制度に該当するかどうかを検討し、分割納付相談等に応じることができる。
市民課	届出係 証明係	DV被害者に対し、加害者に居所を知られないように、本人以外による住民票等発行の手続きができないようにすることができる。
社会福祉課	生活支援係	犯罪被害のために生活に困窮し、最低限度の生活が行えなくなった場合、本人の申請に基づき生活保護法による生活保護を実施し、生活の援助をすることができる。
障害福祉課	障害福祉係 障害給付係	犯罪被害のために身体的・精神的に障害が残った場合、障害者手帳取得や障害者福祉サービス等の相談に応じることができる。
高齢福祉課	介護給付係	犯罪被害のために、世帯の生計を主として維持する者が死亡、心身に重大な障害、長期入院などにより、収入が減少した場合、介護保険料や居宅サービス等の費用を軽減するなどの相談に応じることができる。
	地域支援係 高齢福祉係	65歳以上が対象①世帯状況や対象者の身体・精神の状態に応じ高齢者福祉サービスの提供②町内福祉委員会等による見守り（安否確認・声かけ等）③住まいを確保できない状況であれば、一時的に中短期入所生活支援事業等の利用ができる。④虐待等により生命又は身体に重大な危険が生じ緊急的な分離が必要な場合は一時保護できる。
こども課	こども家庭係 子育て支援係	18歳未満の子どもがいるDV被害者に対し、一時保護所への避難調整、母子生活支援施設への入所手続きを行うほか、被害者や児童の今後の生活相談などに対応することができる。また、児童扶養手当の支給案内もしている。
保育課	入園係	DV被害者に対し、安城市に住んでいるが、住民票を安城市に異動できない場合でも保育園や認定こども園の入園について相談に応じることができる。
国保年金課	国保係	DV被害者同様に、住民票を安城市に異動できない人の国保加入の受け入れができる。

所 属	係 名	内 容
	年金係	年金事務所へ年金番号変更の相談を行うことができる。（年金番号変更により、減免申請の簡略化・個人情報の取扱いへの配慮を受けることができる。）
	医療係	各種医療費助成（心身障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療、自立支援医療（精神通院））の該当者へ案内することができる。
商工課	工業労政係	犯罪被害者支援について、企業への啓発活動ができる。制度または精神的なサポートについてのチラシを商工会議所の会報に折り込む、又は本誌への記事掲載をするなど。
建築課	市営住宅係	犯罪被害のために収入が減少して生活の維持が困難となった、又は現在居住している住居やその周辺において犯罪等が行われたことにより、従前の住宅に居住することが困難となった場合、市営住宅への優先入居の申込みができる。（詳細要件あり）
学校教育課	学事係	住所秘匿等で、指定されている学校に通学できない場合、指定外の学校へ就学（指定学校変更・区域外就学）の相談に応じることができる。
	教育センター	犯罪被害のために児童生徒が精神的に不安定になった場合、臨床心理士等を中心として、学校や医療機関、関係諸機関と連携を図り、本人や周り（家族・友達）の精神的なサポートをすることができる。
社会福祉協議会 くらしサポート 課	生活相談係	一時的な生活費の貸付、食料支援、生活物品の貸出について相談に応じることができる（詳細要件あり）。求職活動等の要件を満たす場合は、携帯電話等の取得費用について相談に応じることができる。
市民安全課	市民安全係	犯罪被害者の方やその関係者から、行政の手続きについて相談があった場合、総合窓口となって、関係各課の職員を集めて相談を一度に聞いたり、逆に相談者に付き添って各課の窓口を回ったりする等、相談者がつらい経験を何度も話す必要のないように支援をしている。